

説 明 書

鹿児島大学（桜ヶ丘）医歯学総合研究科棟2（Ⅱ期）改修設備設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

本業務に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度第2次補正予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

記

- 1 公示日 平成31年 1月18日
- 2 契約担当役等
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役理事 宮 田 裕 州
- 3 担当部局
〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係
電話 099-285-7217
- 4 業務概要
 - (1) 業 務 名 鹿児島大学（桜ヶ丘）医歯学総合研究科棟2（Ⅱ期）改修設備設計業務
 - (2) 業 務 内 容 本業務は、鹿児島大学桜ヶ丘団地における、医歯学総合研究科棟2（鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階 延べ面積8,663㎡（Ⅱ期改修面積3,410㎡））の改修に伴う設備設計（電気・機械）業務である。
 - (3) 履 行 期 限 平成31年3月31日（日）までとする。ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、2019年7月31日（水）まで延長する予定である。
 - (4) 業務の詳細説明 別紙の「設計概要書」、「公共建築設計業務委託共通仕様書」、「設計業務委託特記仕様書」、「設計業務委託現場説明書」のとおり
 - (5) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。
- 7 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び同第3条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築設備関係設計・施工管理業務」の競争参加資格の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - (3) 次に掲げる基準を満たす総括技術者及び主任技術者を当該業務にそれぞれ配置できること。
 - ① 総括技術者は、建築設備士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 主任技術者は、電気設備担当・機械設備担当をそれぞれ配置すること。
 - ③ 配置予定の総括技術者及び主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係であること。
 - (4) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - (5) 経営状況が健全であること。
 - (6) 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利

益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは5分の3】
資格、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは5分の2】
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは12分の3】
資格、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは12分の2】
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- (3) 業務の実施方針【審査のウェイトは12分の4】
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画・技術者配置計画の妥当性
- (4) 課題についての提案【審査のウェイトは12分の3】
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
ただし、本件業務で求める課題は次のとおりとする。

本業務は耐震性が低く、老朽化した医歯学総合研究科棟2の改修整備を行うものである。
改修工事においては3期に渡る工事を予定しており、今回の工事はⅡ期工事となる。
完成したⅠ期工事範囲と改修予定のⅢ期工事範囲は使用中のため、居ながらの改修になることから安全性に配慮した提案と、CO2排出等の削減や省エネルギーに配慮した提案を求める。
課題①： 居ながら改修に伴う安全性に配慮した提案
課題②： 効果的な環境負荷低減に関する提案

10 公示の写し 別紙のとおり

11 契約書作成の可否等 要 別紙「契約書(案)」により契約書を作成する。

12 支払条件 業務委託料は、請求に基づき1回以内に支払うものとする。

13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 上記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、下記16(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限： 平成31年1月28日(月)12時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けない。
 - ② 提出場所： 上記3に同じ
 - ③ 提出方法： 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送(ファクシミリ)によるものは受付けない。
 - ④ 提出部数：
 - ・参加表明書(1部)、技術資料(様式1~3)(2部)
 - ・文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し(1部)
 - ・一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写し(1部)
 - ・納税証明書(国税通則法施行規則別紙第8号書式その1の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同第8号書式その3又はその3の3の未納の税額がないことの証明)の写し(1部)
 - ・担当予定技術者の免許証等の写し(1部)
 - ・上記7(3)③の確認できる資料(1部)
 - ・同種又は類似業務の実績を証明する契約書、特記仕様書・図面等の写し又はPUBDISの写し(1部)

14 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、上記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を上記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし上記7(2)に掲げる資格を満たしていないものであっても、下記16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 上記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、上記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、平成31年2月1日(金)までに書面により通知する。

15 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限：平成31年2月13日（水）15時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けない。
 - ② 提出場所：上記3に同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送（ファクシミリ）によるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限：平成31年2月22日（金）
 - ② 回答方法：質問回答書を郵送する。

16 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 上記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限：平成31年2月8日（金）12時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けない。
 - ② 提出場所：上記3に同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送（ファクシミリ）によるものは受付けない。
 - ④ 提出部数：技術提案書（1部）、技術資料（様式4～8）（2部）
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

17 技術者提案書の特定

- (1) 技術提案者が、上記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を上記16(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 上記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、上記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、平成30年度第2次補正予算が成立し、予算示達された日に書面により通知するとともに、技術提案書が特定された者を鹿児島大学ホームページ (<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>) により公表する。

18 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限：上記17(3)公表開始日から休日を含まない7日以内の15時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けない。（詳細の日程については、技術提案書特定の結果通知の際、連絡を行う。）
 - ② 提出場所：上記3に同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送（ファクシミリ）によるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限：(2)の質問書提出期限から10日以内。（詳細の日程については、技術提案書特定の結果通知の際、連絡を行う。）
 - ② 回答方法：質問回答書を郵送する。

19 コンサルタント選定委員会の公表

- (1) 本手続に係る審査を行うコンサルタント選定委員会委員を閲覧により公表する。
- (2) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始：平成30年度第2次補正予算が成立し、予算示達された日から ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けない。
 - ② 閲覧場所：鹿児島大学施設部企画課
 - ③ 閲覧時間：9時00分から17時00分まで。

20 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限：平成31年1月31日（木）15時00分 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けない。
 - ② 提出場所：上記3に同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送（ファクシミリ）によるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間：平成31年2月4日（月）から平成31年2月8日（金）まで。
 - ② 閲覧場所：鹿児島大学ホームページ (<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>) に掲載する。

21 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付。
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の10以上とする。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が複数の参加表明書を提出した場合又は参加表明書が他の参加表明書の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書（技術資料、添付資料を含む。）は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消すとともに指名停止措置を行うことがある。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ。
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の非選定理由及び技術提案書の非特定理由に対する説明に不服がある者は、上記15(3)及び、上記18(3)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
 - ① 提出期間 : 上記15(3)及び、上記18(3)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内。持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。
 - ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先は、上記3に同じ。
- (14) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が本件業務の実施条件になるものではない。ただし、特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。
- (15) 本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。